

令和3年度川島町一般会計決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)
増収分に係る社会保障4経費及びその他社会保障施策経費への充当状況について

平成26年4月1日から消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)及びその他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。川島町の令和3年度一般会計決算における社会保障関連経費への充当状況は、下記のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	247,914 千円
【歳出】	社会保障4経費及びその他社会保障施策に要した経費	2,117,095 千円
	(うち一般財源)	1,237,881 千円)

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
社会福祉	障害者福祉事業	562,727	158,959	0	476	403,292	80,768
	高齢者福祉事業	12,801	0	0	0	12,801	2,564
	児童福祉事業	850,345	561,956	0	25,829	262,560	52,584
	小計	1,425,873	720,915	0	26,305	678,653	135,916
社会保険	介護保険事業	266,792	12,196	0	494	254,102	50,890
	国民健康保険事業	107,563	67,706	0	0	39,857	7,982
	後期高齢者医療事業	249,667	33,849	0	7,896	207,922	41,641
	小計	624,022	113,751	0	8,390	501,881	100,513
保健衛生	疾病予防対策事業	67,200	6,226	0	3,627	57,347	11,485
	小計	67,200	6,226	0	3,627	57,347	11,485
合計	2,117,095	840,892	0	38,322	1,237,881	247,914	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要した一般財源の比率に応じ按分して充当しています。